

# 学生の確保の見通し等を記載した書類

## 目次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況 .....	1
(1) 入学定員設定の考え方 .....	1
(2) 学生の確保の見通し .....	1
(3) 学生納付金の設定の考え方 .....	3
(4) 学生確保に向けた具体的な取組状況 .....	4
2. 人材需要の動向等社会の要請 .....	4
(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要） .....	4
(2) 上記が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 .....	5

## 資料目次

資料1	広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査集計結果 （一般財団法人 日本開発構想研究所）
資料2	公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程
資料3	国際学生寮案内
資料4	留学生を対象とした奨学金制度について
資料5	広島市立大学長期履修学生規程
資料6	大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者に係る入学料及び授業料の免除に関する細則

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### (1) 入学定員設定の考え方

平和学研究科平和学専攻博士後期課程では、国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材を養成することを目的とする。

かかる目的を達成するため、開設科目は特殊科目及び研究演習とし、特殊研究科目では、講義方式の手法によって、国際紛争及びグローバル問題の背景・要因を分析する手法を修得させるとともに、平和創造及び平和維持に貢献する能力を身に付けさせる。さらに「平和学研究演習Ⅰ～Ⅵ」については演習方式で行い、各学生による特定分野の文献講読、研究テーマの検討・設定、研究計画の立案から論文作成に至るまで個別指導を行う。

このような教育課程を有効に機能させ、本研究科が目的として掲げる「養成する人材像」を輩出するために適正な入学定員について学内で検討を重ねた。また、本学に既存の資源を最大限有効活用することを前提に、教員組織、施設整備及び学生納付金等の資金の面から検討し、入学定員4人（収容定員12人）、専任教員数13人と設定した。育成する人材像ごとの想定人数は次のとおり。

	平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材像	想定人数
①	グローバル／リージョナル・ガバナンスの構造と人間の安全保障との関連を洞察できる能力を持ち、同時に、人間の安全保障と国際平和の制度構築に向けた有効な平和政策を考案できる研究者	2名
②	高度に専門的な知識を持ちつつ平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる国際公務員、国際NGO・NPOの職員、及び公共政策・国際関係の実務に携わる国家公務員・地方公務員	1名
③	今日の国際紛争及びグローバル問題など様々な事象を科学的かつ複眼的に分析する手法を修得し、同時に市民社会や国際社会に向けて平和創造の視点から発信する力を有するジャーナリスト及びマスメディア専門家	1名

#### (2) 学生の確保の見通し

平和学研究科平和学専攻博士後期課程に対する入学意向を把握するために、平和学関連分野を専攻している大学教員が指導している大学院生や学部生及び主に広島県所在の事業所に対してアンケート調査を実施した。[資料1](#)

##### ① 平和学研究科への関心度

大学院生等を対象としたアンケートでは、平和学研究科平和学専攻博士後期課程に「関心がある」と回答したのは3人（3.8%）、「少し関心がある」と回答したのは21人（26.3%）であり、合計すると24人（30.1%）となることから、

回答者の三割が平和学研究科平和学専攻博士後期課程の設置に関心を持っている。

社会人アンケートでは、平和学研究科平和学専攻博士後期課程に「関心がある」と回答したのは8人(12.3%)、「少し関心がある」と回答したのは18人(27.7%)であり、合計すると26人(40.0%)となることから、回答者の四割が平和学研究科の設置に関心を持っている。

	関心がある	少し関心がある	計
大学院生等アンケート n = 80	3人 (3.8%)	21人 (26.3%)	24人 (30.1%)
社会人アンケート n = 65	8人 (12.3%)	18人 (27.7%)	26人 (40.0%)
合計	11人	39人	50人

下段の( )はそれぞれの回答者数に占める割合(%)。

## ② 平和学研究科平和学専攻博士後期課程への進学意向

大学院生等アンケートでは、平和学研究科平和学専攻博士後期課程に「入学したい」と回答したのは0人(0%)、「条件が整えば入学したい」と回答したのは4人(5.0%)、「将来入学したい(修士の学位取得後など)」と回答したのは4人(5.0%)であり、合計すると8人(10.0%)が平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学に前向きな回答を示している。特に、「将来入学したい(修士の学位取得後など)」と回答した人には、大学院修士課程1年生及び2年生がそれぞれ1名ずつ含まれており、修士課程修了後の具体的な将来の展望として、平和学研究科平和学専攻博士後期課程が検討されていることが読み取れる。

また、「条件が整えば入学したい」と回答した回答者について、平和学研究科平和学専攻博士後期課程に入学するための条件を見ると(複数回答)、「学費の目途が立てば入学したい」、「仕事との両立ができれば入学したい」がいずれも2人(50.0%)である。

社会人アンケートでは、平和学研究科に「入学したい」と回答した回答者は0人、「条件が整えば入学したい」と回答したのが6人(9.2%)である。この6人の回答者について、平和学研究科に入学するための条件を見ると(複数回答)、「学費の目途が立てば入学したい」は1人(16.7%)、「仕事との両立ができれば入学したい」は5人(83.3%)及び「時間の確保ができれば入学したい」が6人(100.0%)である。

「学費の目途が立てば入学したい」と回答した回答者に関しては、奨学金制度や学生寮といった経済的支援を行うことが制度上可能であり、「仕事との両立ができれば入学したい」と回答した回答者に関しては、長期履修制度・サテライトキャンパスでの就学機会の提供により研究と仕事を両立しやすい環境を整備している。更に社会人学生については学費免除制度を整備していることから、そうした措置により入学する可能性が高くなることが期待できる。

	入学したい	条件が整えば 入学したい	将来 入学したい	計
大学院生等アンケート n = 80	0人 (0%)	4人 (5.0%)	4人 (5.0%)	8人 (10.0%)
社会人アンケート n = 65	0人 (0.0%)	6人 (9.2%)	1人 (1.5%)	7人 (10.7%)
合 計	0人	10人	5人	15人

下段の（ ）はそれぞれの回答者数に占める割合（％）。

	学費の目途が立て ば入学したい	仕事との両立がで きれば入学したい	時間の確保ができ れば入学したい
大学院生等アンケート n = 4	2人 (50.0%)	2人 (50.0%)	0人 (0%)
社会人アンケート n = 6	1人 (16.7%)	5人 (83.3%)	6人 (100.0%)
合 計	3人	7人	6人

下段の（ ）はそれぞれの回答者数に占める割合（％）。

学部生では大学4年生を中心に「条件が整えば入学したい」と回答した回答者が4人おり、社会人では6人であった。これら10人については、平和学研究科への入学について前向きな考えを持っていると考えられ、潜在的な進学需要と捉えることができる。入学にあたってクリアすべき条件はあるものの、平和学研究科平和学専攻博士後期課程の入学定員4人の2.5倍にあたる人数であることから、4人程度の入学志願者が出てくる可能性はある。

以上の調査結果に加えて、調査対象以外からの進学も考えられることから、平和学研究科平和学専攻博士後期課程の入学定員を満たす学生は確保できるものとする。

### (3) 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、国立大学に準じて、年間授業料を535,800円、入学料を282,000円に設定している。ただし、広島市が設置した大学であることから、広島市の区域内に住所を有していない者（市外の者）の入学料については、1.5倍した額の423,000円としている。

なお、授業料及び入学料の額並びに市外の者の取扱いは大学院生・学部生とも同じである。

#### (4) 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けては、市立大学ウェブサイトへの研究科の情報の掲載、平和研究所の各種セミナー、シンポジウム等のイベントにおけるリーフレットの配布、ニューズレター等の平和研究所刊行物への紹介記事の掲載等の広報活動を積極的に実施する。このほか、学术交流協定機関とのネットワークを活用し、協定機関の広報媒体を活用した周知活動を行う。

学生に対する経済的支援としては、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる学生に対する授業料の減免等の制度を設けている資料2。また、日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体奨学金及び民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度も充実しており、費用の面から学生を支援することが可能である。さらに平成30年4月に新設した国際学生寮は大学院生も、国際交流や留学生との共同生活に対する関心・意欲の高い学生であれば、自宅の所在地や経済状況は問わず入寮可能となっている資料3。このほか、留学生の就学機会の奨励を図るため、寄付金を財源とした平和学研究科大学院生を対象とする奨学金制度の創設に向けた手続きを進めている資料4。

社会人学生に対しては、入学後の申請により長期履修学生として認められた場合は、正規の修業年限と同じ授業料で、修業年限を延長して入学時から4年、5年又は6年で計画的に教育課程を履修することができるようになる長期履修制度を設け、社会人が研究と仕事を両立しやすい環境を整備している資料5。さらに、社会人の就学を奨励するとともに、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を発信できる人材の育成を図るため、学費の免除制度を設けている資料6。

## 2 人材需要の動向等社会の要請

### (1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学が建学の基本理念として掲げた「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という言葉には、科学・文化の発展と恒久平和を希求する「国際平和文化都市」としての広島市の平和理念と、公立大学としての地域貢献への期待が込められている。

本研究科は、平和学をはじめ国際政治学、国際法学、国際関係論の関連する専門領域の分析手法を修得し、その上で、現実の諸問題を専門的かつ総合的に分析する能力を有するプロフェッショナルな人材を養成することにより、平和創造及び平和維持に貢献することを目的としている。

具体的には、国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる以下のような人材の養成を行うものである。

- ①グローバル／リージョナル・ガバナンスの構造と人間の安全保障との関連を洞察できる能力を持ち、同時に、人間の安全保障と国際平和の制度構築に向けた有効な平和政策を考案できる研究者

- ② 高度に専門的な知識を持ちつつ平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる国際公務員、国際 NGO・NPO の職員、及び公共政策・国際関係の実務に携わる国家公務員・地方公務員
- ③ 今日の国際紛争及びグローバル問題など様々な事象を科学的かつ複眼的に分析する手法を修得し、同時に市民社会や国際社会に向けて平和創造の視点から発信する力を有するジャーナリスト及びマスメディア専門家

**(2) 上記が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠**

平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了生に対する採用意向を把握するために、事業所に対してアンケート調査を実施した。資料 1

**① 平和学研究科設置の必要性**

平和学研究科の設置について「必要性を感じる」と回答したのは 6 事業所 (60.0%)、「少し必要性を感じる」と回答したのは 4 事業所 (40.0%) であり、すべての事業所が平和学研究の設置の必要性を肯定的に捉えている。

**② 平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材像への関心度**

平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材像に対する関心度では、「グローバル／リージョナル・ガバナンスの構造と人間の安全保障との関連を洞察できる能力を持ち、人間の安全保障と国際平和の制度構築に向けた有効な平和政策を考案できる人材」及び「平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる人材」に対しては、回答のあった 10 事業所中 6 事業所が関心を示している。「関心がある」と「少し関心がある」の合計) また、「平和創造に関する分析視点・手だてを発信・提言できる人材」に対しては、10 事業中 7 事業所が関心を示す結果となった。

**③ 平和学研究科平和学専攻博士後期課程を修了した人材への採用意向**

「採用したい」と回答したのは 0 事業者 (0%) であり、「採用を検討したい」と回答したのは 2 事業所 (20.0%) である。博士後期課程で育成する人材は研究者、国際公務員・地方公務員、ジャーナリスト及びマスメディア専門家を想定しており、博士後期課程の修了生の全てが今回アンケートを行った事業所への就職想定するものではないが、一定の需要があることを示す結果となった。

**④ 事業所・団体に在職する職員の平和学研究科平和学専攻博士後期課程への就学についての理解**

「職員から希望があれば認めたい」と回答したのは 1 事業者 (10.0%) であり、「職員から希望があれば検討する」と回答したのは 6 事業所 (60.0%) である。平和学研究科平和学専攻博士後期課程では、社会人の就学も想定しており、想定する人材の母体となるアンケート調査先の事業者の 7 割において、職員の就学に対する理解があることを示す結果となった。

以上のとおり、回答のあった 10 事業所のすべてが平和学研究科の必要性を認めており、また、平和学研究科で養成する人材像に対する関心度も高く、平和学研究科に対する社会的需要は高いと考えられる。

また、平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了生に対する採用意向についても、2 事業所が「採用を検討したい」と前向きな回答を示している。今回のアンケート調査は 10 事業所という極めて限られた数であることを考えると、実務家として就職する研究科修了生の実際の採用については入学定員を超える数は期待できると考えられる。

広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に  
関するアンケート調査

集 計 結 果

令和2年3月

一般財団法人 日本開発構想研究所



## 目 次

<アンケート調査概要> .....	1
① 大学院生等アンケート .....	3
<平和学研究科平和学専攻博士後期課程入学意向> .....	5
<アンケート調査票> .....	7
<アンケート集計結果> .....	11
② 事業所アンケート：社会人入学意向 .....	21
<平和学研究科平和学専攻博士後期課程入学意向> .....	23
<アンケート調査票> .....	25
<アンケート集計結果> .....	29
② 事業所アンケート：事業所採用意向 .....	39
<平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了者採用意向> .....	41
<アンケート調査票> .....	43
<アンケート集計結果> .....	47



## <アンケート調査概要>

### 1. アンケート調査の目的

公立大学法人広島市立大学では、2021年（令和3年）4月の大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程の開設を目指し、準備を進める上で、大学院修士課程学生等の平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学意向を把握するために、平和学関連分野を専攻されている大学教員が指導している大学院生や学部生を対象にアンケート調査を実施した。同時に、主に広島県所在の事業所等に、職員等の平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学意向、及び博士後期課程修了者に対する事業所の採用意向についてアンケート調査を実施した。

### 2. 実施アンケート

#### ① 大学院生等アンケート

「広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査」

#### ② 事業所アンケート：社会人入学意向

「広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査」

#### ③ 事業所アンケート：事業所採用意向

「広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査」

### 3. 調査対象

#### ① 大学院生等アンケート

37大学所属の大学教員（59名）指導による大学院生及び学部生を対象に、アンケート調査を実施した。（回収表はP.13～P.14を参照）

#### ②及び③ 事業所アンケート

主に広島県所在（島根県、山口県、東京都を含む）のマスコミ関係企業、国際交流団体、及び広島大学大学院国際協力研究科修了生、神戸大学大学院国際協力研究科修了生の就職先から抽出したシンクタンク・コンサルタント、独立行政法人・非営利団体等（広島県、東京都、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県）を対象に、アンケート調査を実施した。（回収表は、社会人入学意向 P.31～P.32（依頼事業所数 65件）、事業所採用意向 P.49（依頼事業所数 52件）、事業所リストはP.54～P.55を参照）

#### 4. 調査実施

- ① 大学院生等アンケート：令和2年2月～3月に調査を実施した。
- ②及び③ 事業所アンケート令和2年2月～3月に調査を実施した。

#### 5. 調査方法

郵送によるアンケート調査票の配布・回収及び集計を一般財団法人日本開発構想研究所が行った。

#### 6. 回収状況

- ① 大学院生等アンケート：回収数 12校 80票（回収状況はP.14を参照）
- ② 事業所（社会人入学意向）アンケート：回収数 12件 65票（回収状況はP.32を参照）
- ③ 事業所（事業所採用意向）アンケート：回収数 10件（回収状況はP.49を参照）

① 大学院生等アンケート



## <平和学研究科平和学専攻博士後期課程入学意向>

大学院生等アンケートによる平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学意向について、実数での回答は以下の通りである。

問4 あなたは <u>広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程</u> への入学について、どのようにお考えですか。	実数
1 入学したい	0人
2 条件が整えば入学したい	4人
3 将来入学したい(修士の学位取得後など)	4人
計	8人

[担当教員ごとの結果] 回答のあった大学12件(大学所属記載、教員氏名略) (単位:人)

	1 入学したい	2 条件が整えば 入学したい	3 将来入学し たい(修士の 学位取得後 など)	計
全 体	-	4	4	8
琉球大学 人文社会学部国際法政学科国際関係学	-	-	-	-
早稲田大学 社会科学部	-	-	-	-
立教大学 社会学部社会学科	-	-	-	-
上智大学 国際関係論専攻事務室	-	-	-	-
上智大学 文学部新聞学科	-	2	-	2
長崎大学 経済学部経済協力・国際コミュニケーション講座	-	-	-	-
東京外国語 大学現代アフリカ地域研究センター	-	-	-	-
広島大学 国際協力研究科平和共生講座	-	-	1	1
広島大学 総合科学研究科社会文明研究講座	-	-	1	1
宇都宮大学 国際学部国際学科	-	2	1	3
埼玉大学 人文社会科学部研究科	-	-	1	1
津田塾大学 総合政策学部総合政策学科	-	-	-	-

(設問毎の集計はP.15以降)



<アンケート調査票>



# 広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査

広島市立大学では、広島市の使命である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて実践的なアイデアを発信し、さらなる学術的な貢献を果たすために、大学院に平和学研究科博士後期課程を設置する計画を進めています。

このアンケート調査は、平和学研究科に対する皆様のご意見等をお聞きし、平和学研究科博士後期課程の設置の基礎資料とするものです。ご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートの結果はコンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。率直なご意見をお尋ねします。

- ・回答欄に、該当する番号を記入してください。  
・「その他」の選択肢を選んだ場合は、( ) に具体的に記入してください。

## 【回答欄】

問1 あなたの職業等をお答えください。複数の選択肢に該当する場合は全てお答えください。

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 1 大学1年生      | 7 会社員・会社役員   | 13 専業主婦(夫) |
| 2 大学2年生      | 8 自営業・自由業    | 14 無職      |
| 3 大学3年生      | 9 団体職員       | 15 その他     |
| 4 大学4年生      | 10 NGO・NPO職員 | (具体的に )    |
| 5 大学院修士課程1年生 | 11 公務員       |            |
| 6 大学院修士課程2年生 | 12 パート・アルバイト |            |

問2 あなたは大学院博士後期課程への進学に関心がありますか。

- 1 関心がある      2 少し関心がある      3 関心はない

問3 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 に関心がありますか。

- 1 関心がある      2 少し関心がある      3 関心はない

問4 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 への入学について、どのようにお考えですか。

- 1 入学したい      4 わからない(今は判断できない)  
2 条件が整えば入学したい      5 入学を希望しない  
3 将来入学したい(修士の学位取得後など)

問5 問4で「2 条件が整えば入学したい」と回答した方に伺います。それ以外の方は問6へお進みください。どのような条件が整えば入学したいとお考えですか。(複数回答可)

- 1 学費の目途が立てば入学したい  
2 仕事との両立ができれば入学したい  
3 時間の確保ができれば入学したい  
4 その他(具体的に )

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

\*\*\* これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。 \*\*\*



<アンケート集計結果>



大学院生等アンケート調査 回収表

回収日	No.	大学名	所 属	ナンバリング		回収数
	1	京都大学	法学研究科			
	2	京都大学	人間・環境学研究科			
	3	東京大学	法学政治学研究科			
	4	千葉大学	社会科学研究院			
	5	琉球大学	法文学部総合社会システム学科			
2. 10	6	琉球大学	人文社会学部国際法政学科国際関係学	9	16	8
	7	南山大学	総合政策学部総合政策学科			
	8	南山大学	外国語学部英米学科			
	9	南山大学	法学部法律学科			
	10	同志社大学	法学部法律学科			
	11	同志社大学	法学部政治学科			
2. 05	12	早稲田大学	社会科学部	27	35	9
	13	早稲田大学	政治経済学部			
	14	立教大学	法学部政治学科			
2. 14	15	立教大学	社会学部社会学科	37	39	3
実施不可	16	大阪大学	国際公共政策研究科国際公共政策専攻			
	17	大阪大学	国際公共政策研究科国際公共政策専攻			
	18	慶應義塾大学	法務研究科法務専攻			
	19	一橋大学	法学研究科			
	20	一橋大学	法学研究科			
	21	上智大学	総合グローバル学部総合グローバル学科			
	22	上智大学	総合グローバル学部総合グローバル学科			
2. 25	23	上智大学	国際関係論専攻事務室	50	57	8
	24	上智大学	総合グローバル学部総合グローバル学科			
2. 04	25	上智大学	文学部新聞学科	1	8	8
	26	上智大学	法学部国際関係法学科			
	27	群馬大学	国際センター			
	28	立命館大学	国際関係学部国際関係学科			
	29	立命館大学	国際関係学部国際関係学科			
	30	立命館大学	政策科学部政策科学科			
	31	関西大学	政策創造学部政策学科			
	32	名古屋大学	情報学研究科附属グローバルメディア研究センター			
	33	明治学院大学	国際学部国際学科			
	34	聖心女子大学	文学部国際交流学科			
	35	山口県立大学	国際文化学部国際文化学科			
2. 20	36	長崎大学	経済学部経済協力・国際コミュニケーション講座	45	49	5
	37	神戸学院大学	法学部法律学科			
	38	京都産業大学	外国語学部			
	39	京都女子大学	現代社会学部現代社会学科			
	40	中央大学	文学部			
	41	中央大学	法務研究科			
2. 12	42	東京外国語大学	現代アフリカ地域研究センター	36	36	1
	43	東京外国語大学	国際関係研究所			
	44	横浜国立大学	国際総合科学群人文社会科学系列			
	45	広島大学	国際協力研究科平和共生講座			

回収日	No.	大学名	所 属	ナンバリング		回収数
2. 25	46	広島大学	国際協力研究科平和共生講座	58	62	5
2. 07	47	広島大学	総合科学研究科社会文明研究講座	17	26	10
	48	関西学院大学	法学部政治学科			
	49	関西学院大学	国際学部国際学科			
2. 20	50	宇都宮大学	国際学部国際学科	40	44	5
	51	成蹊大学	法学部政治学科			
	52	成蹊大学	法学部政治学科			
	53	東洋学園大学	グローバル・コミュニケーション学部			
	54	北九州市立大学	外国語学部国際関係学科			
3. 02	55	埼玉大学	人文社会科学研究科	73	80	8
	56	新潟国際情報大学	国際学部国際文化学科			
2. 25	57	津田塾大学	総合政策学部総合政策学科	63	72	10
	58	武蔵野大学	法学部政治学科			
	59	徳島大学	総合科学部			
計 12 校					計	80

#### 回収状況

回収件数	回収票数	依頼件数	実施不可
12 校	80 票	59 校	1 校

## 大学院生等アンケート調査 集計表

〔有効回答票：80 票〕

問1 あなたの職業等をお答えください。複数の選択肢に該当する場合は全てお答えください。

	人数	%
1 大学1年生	2	2.5
2 大学2年生	14	17.5
3 大学3年生	25	31.3
4 大学4年生	12	15.0
5 大学院修士課程1年生	8	10.0
6 大学院修士課程2年生	6	7.5
7 会社員・会社役員	5	6.3
8 自営業・自由業	4	5.0
9 団体職員	0	0.0
10 NGO・NPO職員	1	1.3
11 公務員	1	1.3
12 パート・アルバイト	2	2.5
13 専業主婦（夫）	1	1.3
14 無職	0	0.0
15 その他	2	2.5
合 計	80	100.0

※ 複数回答のため、合計は100%にならない

（「15 その他」の回答）

研究員	博士課程
-----	------

回答者の内訳は、「大学3年生」が31.3%（25人）で最も多く、次いで「大学2年生」17.5%（14人）、「大学4年生」15.0%（12人）となっている。大学生（1年生～4年生）が66.3%（53人）を占めており、回答者の3人に2人は大学生である。大学院生修士課程の院生は17.5%（14人）であり、大学生・大学院生以外が16.3%（13人）である。

問2 あなたは大学院博士後期課程への進学に関心がありますか。

	人数	%
1 関心がある	12	15.0
2 少し関心がある	24	30.0
3 関心はない	44	55.0
合計	80	100.0

大学院博士後期課程への進学について、「関心がある」は15.0%（12人）、「少し関心がある」は30.0%（24人）であり、これらを合わせると、45.0%（36人）は大学院博士後期課程への進学に関心があると考えられる。

問3 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 に関心がありますか。

	人数	%
1 関心がある	3	3.8
2 少し関心がある	21	26.3
3 関心はない	56	70.0
合計	80	100.0

	関心がある		少し関心がある		関心はない		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
合計	3	3.8	21	26.3	56	70.0	80	100.0
大学1年生	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0
大学2年生	0	0.0	0	0.0	14	100.0	14	100.0
大学3年生	0	0.0	7	28.0	18	72.0	25	100.0
大学4年生	1	8.3	1	8.3	10	83.3	12	100.0
大学院修士課程1年生	1	12.5	2	25.0	5	62.5	8	100.0
大学院修士課程2年生	0	0.0	3	50.0	3	50.0	6	100.0
会社員・会社役員	0	0.0	2	40.0	3	60.0	5	100.0
自営業・自由業	0	0.0	3	75.0	1	25.0	4	100.0
団体職員	—	—	—	—	—	—	—	—
NGO・NPO職員	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1	100.0
公務員	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1	100.0
パート・アルバイト	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0
専業主婦(夫)	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
無職	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	50.0	1	50.0	0	0.0	2	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、「関心がある」と回答したのは3.8% (3人)、「少し関心がある」は26.3% (21人)であり、これらを合わせると、30.1% (24人)は平和学研究科平和学専攻博士後期課程に関心があると考えられる。また、「関心がある」と回答したのは、大学4年生、大学院修士課程1年生、その他の各1人であり、「少し関心がある」と回答したのは、大学3年生7人、大学院修士課程2年生3人、自営業・自由業3人、大学院修士課程1年生2人などとなっている。

問4 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 への入学について、どのようにお考えですか。

	人数	%
1 入学したい	0	0.0
2 条件が整えば入学したい	4	5.0
3 将来入学したい（修士の学位取得後など）	4	5.0
4 わからない（今は判断できない）	29	36.3
5 入学を希望しない	43	53.8
合計	80	100.0

	入学したい		条件が整えば入学したい		将来入学したい（修士の学位取得後など）		わからない（今は判断できない）		入学を希望しない		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
合計	0	0.0	4	5.0	4	5.0	29	36.3	43	53.8	80	100.0
大学1年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0
大学2年生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	57.1	6	42.9	14	100.0
大学3年生	0	0.0	0	0.0	1	4.0	10	40.0	14	56.0	25	100.0
大学4年生	0	0.0	2	16.7	1	8.3	1	8.3	8	66.7	12	100.0
大学院修士課程1年生	0	0.0	0	0.0	1	12.5	1	12.5	6	75.0	8	100.0
大学院修士課程2年生	0	0.0	0	0.0	1	16.7	3	50.0	2	33.3	6	100.0
会社員・会社役員	0	0.0	1	20.0	0	0.0	1	20.0	3	60.0	5	100.0
自営業・自由業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0	2	50.0	4	100.0
団体職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
NGO・NGO職員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
公務員	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
パート・アルバイト	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2	100.0
専業主婦(夫)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
無職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学について、「条件が整えば入学したい」は5.0%（4人）、「将来入学したい（修士の学位取得後など）」は5.0%（4人）となっている。また、「条件が整えば入学したい」と回答したのは、大学4年生が2人、会社員・会社役員と公務員がそれぞれ1人である。「将来入学したい（修士の学位取得後など）」と回答したのは、大学3年生、大学4年生、大学院修士課程1年生、大学院修士課程2年生がいずれも1人ずつとなっている。

問5 問4で「2 条件が整えば入学したい」と回答した方に伺います。それ以外の方は問6へお進みください。どのような条件が整えば入学したいとお考えですか。(複数回答可)

	人数	%
1 学費の目途が立てば入学したい	2	50.0
2 仕事との両立ができれば入学したい	2	50.0
3 時間の確保ができれば入学したい	0	0.0
4 その他	0	0.0
合 計	4	100.0

	学費の目途が立てば入学したい		仕事との両立ができれば入学したい		時間の確保ができれば入学したい		その他		合 計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
大学4年生	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
会社員・会社役員	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
公務員	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
合 計	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学に関して、「条件が整えば入学したい」と回答した回答者（4人）に対して、どのような条件が整えば入学したいか複数回答により尋ねたところ、大学4年生の2人は「学費の目処が立てば入学したい」と回答しており、会社員・会社役員と公務員はいずれも「仕事との両立ができれば入学したい」と回答している。

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

自由回答意見
平和学と国際関係学の違いがあまり分からなかった。カリキュラム等には興味が湧いた。
もっと宣伝するほうがいいと思います。
広島という場所、そして市民に密着した研究科ができるのはすばらしいと思う。
広島における平和学、重要なテーマかと思います。
関心はあるが遠いので通えない。
市民にもっとエネルギーを与えられる、そんな大学であってほしい。広島にはもっと日本を変えていく力があると思います。
収入の少ない世帯向けに、学費等を無償にする、返済不要の奨学金を与えるといった制度があるといいと思います。そのような措置があれば、入学意欲が高まるかもしれません。

## ② 事業所アンケート：社会人入学意向



## <平和学研究科平和学専攻博士後期課程入学意向>

事業所アンケートによる職員を対象とした平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学意向について、実数での回答は以下の通りである。

問4 あなたは <u>広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程</u> への入学について、どのようにお考えですか。	実数
1 入学したい	0人
2 条件が整えば入学したい	6人
3 将来入学したい(修士の学位取得後など)	1人
計	7人

[事業所ごとの結果] 回答のあった事業所 12 件

(単位：人)

	1 入学したい	2 条件が整えば 入学したい	3 将来入学し たい(修士の 学位取得後 など)	計
全 体	-	6	1	7
山陽新聞社 広島支社	-	-	-	-
広島テレビ放送株式会社	-	-	-	-
一般社団法人 共同通信社 広島支局	-	1	-	1
公益財団法人 広島平和文化センター	-	2	-	2
国連訓練調査研究所 (ユニタール) 広島事務所	-	-	-	-
呉市国際交流協会	-	1	-	1
特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会	-	-	-	-
ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト	-	-	-	-
公益社団法人 青年海外協力協会 中国支部	-	1	-	1
特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター	-	-	-	-
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター	-	1	-	1
一般財団法人 自治体国際化協会	-	-	1	1

(設問毎の集計は P. 33 以降)



<アンケート調査票>



## 広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査

広島市立大学では、広島市の使命である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて実践的なアイデアを発信し、さらなる学術的な貢献を果たすために、大学院に平和学研究科博士後期課程を設置する計画を進めています。

このアンケート調査は、平和学研究科に対する皆様のご意見等をお聞きし、平和学研究科博士後期課程の設置の基礎資料とするものです。ご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートの結果はコンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部の人に見せたりすることはありません。率直なご意見をお尋ねします。

- ・回答欄に、該当する番号を記入してください。  
・「その他」の選択肢を選んだ場合は、( ) に具体的に記入してください。

### 【回答欄】

問1 あなたの職業等をお答えください。複数の選択肢に該当する場合は全てお答えください。

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 1 大学1年生      | 7 会社員・会社役員   | 13 専業主婦(夫) |
| 2 大学2年生      | 8 自営業・自由業    | 14 無職      |
| 3 大学3年生      | 9 団体職員       | 15 その他     |
| 4 大学4年生      | 10 NGO・NPO職員 | (具体的に )    |
| 5 大学院修士課程1年生 | 11 公務員       |            |
| 6 大学院修士課程2年生 | 12 パート・アルバイト |            |

問2 あなたは大学院博士後期課程への進学に関心がありますか。

- 1 関心がある                      2 少し関心がある                      3 関心はない

問3 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 に関心がありますか。

- 1 関心がある                      2 少し関心がある                      3 関心はない

問4 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 への入学について、どのようにお考えですか。

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 入学したい               | 4 わからない(今は判断できない) |
| 2 条件が整えば入学したい         | 5 入学を希望しない        |
| 3 将来入学したい(修士の学位取得後など) |                   |

問5 問4で「2 条件が整えば入学したい」と回答した方に伺います。それ以外の方は問6へお進みください。どのような条件が整えば入学したいとお考えですか。(複数回答可)

- 1 学費の目途が立てば入学したい  
2 仕事との両立ができれば入学したい  
3 時間の確保ができれば入学したい  
4 その他(具体的に )

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

\*\*\* これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。 \*\*\*



<アンケート集計結果>



事業所アンケート：社会人入学意向 回収表

回収日	ID	区分	事業No.	所 属
2. 26	54	1	6	山陽新聞社 広島支社
2. 18	141	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	142	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	143	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	144	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	145	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	146	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	147	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	148	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	149	1	15	広島テレビ放送株式会社
2. 18	150	1	15	広島テレビ放送株式会社
3. 02	174	1	18	一般社団法人 共同通信社 広島支局
3. 02	180	1	18	一般社団法人 共同通信社 広島支局
3. 11	194	2	20	公益財団法人 広島平和文化センター
3. 11	195	2	20	公益財団法人 広島平和文化センター
3. 11	198	2	20	公益財団法人 広島平和文化センター
3. 11	199	2	20	公益財団法人 広島平和文化センター
2. 18	210	2	21	国連訓練調査研究所（ユニタール）広島事務所
2. 27	211	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	212	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	213	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	214	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	216	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	217	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	218	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	219	2	22	呉市国際交流協会
2. 27	220	2	22	呉市国際交流協会
2. 26	271	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	272	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	273	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	274	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	275	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	276	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	277	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	278	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	279	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 26	280	2	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
2. 21	381	2	39	ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト
3. 03	395	2	40	公益社団法人 青年海外協力協会 中国支部
3. 03	396	2	40	公益社団法人 青年海外協力協会 中国支部
3. 03	397	2	40	公益社団法人 青年海外協力協会 中国支部
3. 02	461	2	47	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター
3. 02	462	2	47	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター
3. 02	463	2	47	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター
3. 02	465	2	47	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター

回収日	ID	区分	事業No.	所 属
2. 21	481	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	482	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	483	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	484	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	485	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	486	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	487	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	488	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	489	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 21	490	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
2. 18	621	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	622	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	623	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	624	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	625	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	626	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	627	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	628	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	629	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
2. 18	630	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
計 12 件	65 人			

#### 回収状況

企業区分	人数	%
1 マスコミ関係企業	13	20.0
2 広島県内の国際交流団体	32	49.2
3 シンクタンク・コンサルタント	10	15.4
4 独立行政法人・非営利団体	10	15.4
合 計	65	100.0

回収日	回収数
2. 18	21 人
2. 21	11 人
2. 26	11 人
2. 27	9 人
3. 02	6 人
3. 03	3 人
3. 11	4 人
計	65 人

事業所アンケート調査：社会人入学意向 集計表

〔有効回答票：65 票〕

問1 あなたの職業等をお答えください。複数の選択肢に該当する場合は全てお答えください。

	人数	%
1 大学1年生	0	0.0
2 大学2年生	0	0.0
3 大学3年生	0	0.0
4 大学4年生	0	0.0
5 大学院修士課程1年生	0	0.0
6 大学院修士課程2年生	0	0.0
7 会社員・会社役員	14	21.5
8 自営業・自由業	3	4.6
9 団体職員	17	26.2
10 NGO・NPO職員	7	10.8
11 公務員	14	21.5
12 パート・アルバイト	7	10.8
13 専業主婦（夫）	2	3.1
14 無職	1	1.5
15 その他	2	3.1
合 計	65	100.0

※ 複数回答のため、合計は100%にならない

（「15 その他」の回答）

法人職員

回答者の内訳は、「団体職員」が 26.2%（17 人）で最も多く、次いで「会社員・会社役員」21.5%（14 人）、「公務員」21.5%（14 人）、「NGO・NPO職員」10.8%（7 人）、「パート・アルバイト」10.8%（7 人）などとなっている。

問2 あなたは大学院博士後期課程への進学に関心がありますか。

	人数	%
1 関心がある	14	21.5
2 少し関心がある	18	27.7
3 関心はない	33	50.8
合計	65	100.0

大学院博士後期課程への進学について、「関心がある」は21.5%（14人）、「少し関心がある」は27.7%（18人）であり、これらを合わせると、49.2%（32人）は大学院博士後期課程への進学に関心があると考えられる。

問3 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 に関心がありますか。

	人数	%
1 関心がある	8	12.3
2 少し関心がある	18	27.7
3 関心はない	39	60.0
合計	65	100.0

	関心がある		少し関心がある		関心はない		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
合計	8	12.3	18	27.7	39	60.0	65	100.0
大学1年生	—	—	—	—	—	—	—	—
大学2年生	—	—	—	—	—	—	—	—
大学3年生	—	—	—	—	—	—	—	—
大学4年生	—	—	—	—	—	—	—	—
大学院修士課程1年生	—	—	—	—	—	—	—	—
大学院修士課程2年生	—	—	—	—	—	—	—	—
会社員・会社役員	1	7.1	2	14.3	11	78.6	14	100.0
自営業・自由業	0	0.0	1	33.3	2	66.7	3	100.0
団体職員	6	35.3	4	23.5	7	41.2	17	100.0
NGO・NPO職員	0	0.0	5	71.4	2	28.6	7	100.0
公務員	0	0.0	3	21.4	11	78.6	14	100.0
パート・アルバイト	1	14.3	3	42.9	3	42.9	7	100.0
専業主婦（夫）	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0
無職	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
その他	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、「関心がある」と回答したのは12.3%（8人）、「少し関心がある」は27.7%（18人）であり、これらを合わせると、40.0%（26人）は平和学研究科平和学専攻博士後期課程に関心があると考えられる。また、「関心がある」と回答したのは、団体職員が6人、会社員・会社役員とパート・アルバイトがそれぞれ1人であり、「少し関心がある」と回答したのは、NGO・NPO職員5人、団体職員4人、公務員とパート・アルバイトがそれぞれ3人、会社員・会社役員が2人などとなっている。

問4 あなたは 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程 への入学について、どのようにお考えですか。

	人数	%
1 入学したい	0	0.0
2 条件が整えば入学したい	6	9.2
3 将来入学したい（修士の学位取得後など）	1	1.5
4 わからない（今は判断できない）	24	36.9
5 入学を希望しない	34	52.3
合計	65	100.0

	入学したい		条件が整えば入学したい		将来入学したい（修士の学位取得後など）		わからない（今は判断できない）		入学を希望しない		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
合計	0	0.0	6	9.2	1	1.5	24	36.9	34	52.3	65	100.0
大学1年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学2年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学3年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学4年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学院修士課程1年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学院修士課程2年生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会社員・会社役員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	35.7	9	64.3	14	100.0
自営業・自由業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	2	66.7	3	100.0
団体職員	0	0.0	6	35.3	0	0.0	3	17.6	8	47.1	17	100.0
NGO・NGO職員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	71.4	2	28.6	7	100.0
公務員	0	0.0	0	0.0	1	7.1	5	35.7	8	57.1	14	100.0
パート・アルバイト	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	71.4	2	28.6	7	100.0
専業主婦(夫)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0
無職	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	2	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学について、「条件が整えば入学したい」は9.2%（6人）、「将来入学したい（修士の学位取得後など）」は1.5%（1人）となっている。また、「条件が整えば入学したい」と回答した6人は、すべて団体職員である。「将来入学したい（修士の学位取得後など）」と回答した1人は、公務員である。

問5 問4で「2 条件が整えば入学したい」と回答した方に伺います。それ以外の方は問6へお進みください。どのような条件が整えば入学したいとお考えですか。(複数回答可)

	人数	%
1 学費の目途が立てば入学したい	1	16.7
2 仕事との両立ができれば入学したい	5	83.3
3 時間の確保ができれば入学したい	6	100.0
4 その他	1	16.7
合 計	6	100.0

※ 複数回答のため、合計は100%にならない

(「4 その他」の回答)

開講時及び時間がとれる時期に広島に在住していれば。

平和学研究科平和学専攻博士後期課程への入学に関して、「条件が整えば入学したい」と回答した回答者(団体職員の6人)に対して、どのような条件が整えば入学したいか複数回答により尋ねたところ、6人全員が「時間の確保ができれば入学したい」と回答している。また、5人が「仕事との両立ができれば入学したい」と回答している。「学費の目処が立てば入学したい」は1人、「その他」(開講時及び時間がとれる時期に広島に在住していれば)が1人となっている。

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

自由回答意見
安倍首相が「積極的平和」を口にした瞬間、ガルトゥング提唱の積極的平和は180度異なる言葉として上書きされ、国民に流布されました。現実には厳しいですね。まるで考え方の異なる人たちに、どう理解を広げていくか……。そこに尽きると思います。
自分自身は入学の希望はないが、広島市立大学に新課程が設置されることは喜ばしいことと思います。
研究内容に興味があり、いつか受講したいです。
日本語以外での言語のカリキュラムがあれば関心があります。
特に興味がない。
よい人材をたくさん育ててください。
市外在住です。青年海外協力隊OB、開発コンサルタント経験者です。将来的なキャリアアップも含めて大変興味があります。
昨今の世界情勢の中で、必要になる学问だと思われま。広島でしかできない、平和学ナレッジの集積、人材のプラットフォーム、また知見のアウトプットを世界に行える人材育成をWFP, UNHCRなどへ広島人として切望します。英語での講義、一般聴講などあれば、個別ゼミでも参加してみたいと思いました。
被爆者の高齢化に伴い、広島で系統的に広島の被爆のを知り、従って平和な世界を目指す為に必要な事を学べる場所となって欲しい。
将来どのような職種に生かせるのか、不透明です。国際公務員養成でしょうか？
博士後期課程というだけでレベルが高い印象があります。
働きながらでは難しいかも。

### ③ 事業所アンケート：事業所採用意向



## ＜平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了者採用意向＞

事業所アンケートによる平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了者の採用意向について、実数での回答は以下の通りである。

問4 貴事業所・貴団体では、 <u>広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程</u> を修了した人材の採用について、どのようにお考えですか。	実数
1 採用したい	0件
2 採用を検討したい	2件
計	2件

〔事業所ごとの結果〕 回答のあった事業所 10 件

(単位：件)

	1 採用したい	2 採用を 検討したい	計
全 体	-	2	2
株式会社 中国新聞社	-	1	1
株式会社 広島ホームテレビ	-	-	-
広島テレビ放送株式会社	-	1	1
国連訓練調査研究所（ユニタール）広島事務所	-	-	-
ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト	-	-	-
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター	-	-	-
一般財団法人 計量計画研究所	-	-	-
NTC インターナショナル株式会社	-	-	-
一般財団法人 国際開発センター	-	-	-
一般財団法人 自治体国際化協会	-	-	-

(設問毎の集計は P. 50 以降)



<アンケート調査票>



## 広島市立大学大学院平和学研究科博士後期課程設置に関するアンケート調査

広島市立大学では、広島市の使命である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて実践的なアイデアを発信し、さらなる学術的な貢献を果たすために、大学院に平和学研究科（博士後期課程）を設置する計画を進めています。

このアンケート調査は、採用担当者様から採用に関するご意見等をお聞きし、平和学研究科の設置の基礎資料とするものです。ご協力をお願いいたします。

なお、このアンケートの結果はコンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用い、外部に公表したり個人を特定することはありません。率直なご意見をお尋ねします。

- ・リーフレットをご覧になったうえで、お答えください。
- ・回答欄に、該当する番号を記入してください。
- ・「その他」の選択肢を選んだ場合は、( ) に具体的に記入してください。

【回答欄】

問1 貴事業所・貴団体の主な業種についてお答えください。

- 1 マスコミ関係                      4 地方公共団体  
2 シンクタンク                      5 その他（具体的に                      )  
3 NPO・NGO

問2 あなたは平和学の研究者・実務者の人材育成を目的とする大学院研究科の設置の必要性について、どのようにお考えですか。

- 1 必要性を感じる    2 少し必要性を感じる    3 必要性を感じない    4 わからない

問3 貴事業所・貴団体では、広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材像について関心はありますか。それぞれ①から③についてお答えください。

① リージョナル/グローバルガバナンスの構造と人間の安全保障との関係を洞察できる能力を持ち、人間の安全保障と国際平和の制度構築にむけた政策を考案できる人材

- 1 関心がある    2 少し関心がある    3 関心はない    4 わからない

② 平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる人材

- 1 関心がある    2 少し関心がある    3 関心はない    4 わからない

③ 平和創造に関する分析視点・手だてを発信・提言できる人材

- 1 関心がある    2 少し関心がある    3 関心はない    4 わからない

問4 貴事業所・貴団体では、広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程を修了した人材の採用について、どのようにお考えですか。

- 1 採用したい    2 採用を検討したい    3 採用は考えない    4 わからない

問5 貴事業所・貴団体では、在職する職員を 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程に入学させることについて、どのようにお考えですか。

- 1 ぜひ入学させたい                      5 わからない  
2 できれば入学させたい                      6 その他（具体的に                      )  
3 職員から希望があれば認めたい  
4 職員から希望があれば検討する

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

\*\*\* これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。 \*\*\*



<アンケート集計結果>



事業所アンケート：事業所採用意向 回収表

回収日	区分	事業No.	所 属
2.18	1	1	株式会社 中国新聞社
2.19	1	13	株式会社 広島ホームテレビ
2.18	1	15	広島テレビ放送株式会社
2.18	2	21	国連訓練調査研究所（ユニタール）広島事務所
2.21	2	39	ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト
2.21	3	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
3.02	3	50	一般財団法人 計量計画研究所
3.10	3	52	NTC インターナショナル株式会社
2.18	4	59	一般財団法人 国際開発センター
2.18	4	63	一般財団法人 自治体国際化協会
計 10 件			

回収状況

企業区分	件数	%
1 マスコミ関係企業	3	30.0
2 広島県内の国際交流団体	2	20.0
3 シンクタンク・コンサルタント	3	30.0
4 独立行政法人・非営利団体	2	20.0
合 計	10	100.0

回収日	回収数
2.18	5 件
2.19	1 件
2.21	2 件
3.02	1 件
3.10	1 件
計	10 件

事業所アンケート調査：事業所採用意向 集計表

[有効回答票：10票]

問1 貴事業所・貴団体の主な業種についてお答えください。

	件数	%
1 マスコミ関係	3	30.0
2 シンクタンク	1	10.0
3 NPO・NGO	1	10.0
4 地方公共団体	0	0.0
5 その他	5	50.0
合計	10	100.0

(「5 その他」の回答)

国際機関	研究開発機関（独法）	開発コンサルタント
コンサルタント	一般財団法人	

回答事業所の内訳は、「マスコミ関係」が30.0%（3件）、「シンクタンク」、「NPO・NGO」、「国際機関」、「研究開発機関（独法）」、「開発コンサルタント」、「コンサルタント」、「一般財団法人」がそれぞれ10.0%（1件）である。

問2 あなたは平和学の研究者・実務者の人材育成を目的とする大学院研究科の設置の必要性について、どのようにお考えですか。

	件数	%
1 必要性を感じる	6	60.0
2 少し必要性を感じる	4	40.0
3 必要性を感じない	0	0.0
4 わからない	0	0.0
合計	10	100.0

平和学の研究者・実務者の人材育成を目的とする大学院研究科の設置の必要性については、「必要性を感じる」が60.0%（6件）、「少し必要性を感じる」が40.0%（4件）であり、回答者全員が設置の必要性を肯定的に捉えている。

問3 貴事業所・貴団体では、広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材像について関心はありますか。それぞれ①から③についてお答えください。

① リージョナル/グローバルガバナンスの構造と人間の安全保障との関係を洞察できる能力を持ち、人間の安全保障と国際平和の制度構築にむけた政策を考案できる人材

	件数	%
1 関心がある	4	40.0
2 少し関心がある	2	20.0
3 関心はない	2	20.0
4 わからない	2	20.0
合計	10	100.0

② 平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる人材

	件数	%
1 関心がある	4	40.0
2 少し関心がある	2	20.0
3 関心はない	2	20.0
4 わからない	2	20.0
合計	10	100.0

③ 平和創造に関する分析視点・手だてを発信・提言できる人材

	件数	%
1 関心がある	5	50.0
2 少し関心がある	2	20.0
3 関心はない	1	10.0
4 わからない	2	20.0
合計	10	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程で養成する人材への関心について、①リージョナル/グローバルガバナンスの構造と人間の安全保障との関係を洞察できる能力を持ち、人間の安全保障と国際平和の制度構築にむけた政策を考案できる人材と、②平和創造及び平和構築に向けた国際公共政策の立案・策定に貢献できる人材については、いずれも「関心がある」40.0%（4件）、「少し関心がある」20.0%（2件）であり、合計すると60.0%（6件）が関心を持っている。③平和創造に関する分析視点・手だてを発信・提言できる人材については、「関心がある」50.0%（5件）、「少し関心がある」20.0%（2件）であり、合計すると70.0%（7件）が関心を持っている。

問4 貴事業所・貴団体では、広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程を修了した人材の採用について、どのようにお考えですか。

	件数	%
1 採用したい	0	0.0
2 採用を検討したい	2	20.0
3 採用は考えない	3	30.0
4 わからない	4	40.0
不明	1	10.0
合 計	10	100.0

平和学研究科平和学専攻博士後期課程修了者について、「採用を検討したい」と回答したのは20.0%（2件）であり、「わからない」との回答が40.0%（4件）で最も多い。

問5 貴事業所・貴団体では、在職する職員を 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程に入学させることについて、どのようにお考えですか。

	件数	%
1 ぜひ入学させたい	0	0.0
2 できれば入学させたい	0	0.0
3 職員から希望があれば認めたい	1	10.0
4 職員から希望があれば検討する	6	60.0
5 わからない	2	20.0
6 その他	1	10.0
合 計	10	100.0

（「6 その他」の回答）

予定はない

在職する職員を平和学研究科平和学専攻博士後期課程に入学させることについては、「職員から希望があれば検討する」が60.0%（6件）で最も多い。「職員から希望があれば認めたい」は10.0%（1件）、「わからない」が20.0%（2件）となっている。

問6 広島市立大学大学院平和学研究科平和学専攻博士後期課程について、ご意見、ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

自由回答意見

開発コンサルタント企業として弊社が実施する日本の平和構築案件で即戦力となりえるような学術的なテーマを扱っていると判断できず、その点において広島市立大学への設置は不十分で残念である。

事業所アンケート依頼リスト

企業区分	No.	事業所名
1 マスコミ関係企業	1	株式会社 中国新聞社
	2	株式会社 朝日新聞社 広島総局
	3	株式会社 日本経済新聞社 広島支局
	4	読売新聞社 広島総局
	5	株式会社 毎日新聞社 広島支局
	6	山陽新聞社 広島支社
	7	株式会社 新日本海新聞社 広島支局
	8	株式会社 山陰中央新報社 広島支社
	9	株式会社 島根日日新聞社
	10	株式会社 みなと山口合同新聞社 山口新聞広島支局
	11	株式会社 宇部日報社
	12	NHK 広島放送局
	13	株式会社 広島ホームテレビ
	14	株式会社 中国放送
	15	広島テレビ放送株式会社
	16	株式会社 テレビ新広島
	17	一般社団法人 日本新聞協会
	18	一般社団法人 共同通信社 広島支局
2 広島県内の国際交流団体（国連機関、公益法人、NPO 法人等）	19	公益財団法人 ひろしま国際センター
	20	公益財団法人 広島平和文化センター
	21	国連訓練調査研究所（ユニタール）広島事務所
	22	呉市国際交流協会
	23	ふくやま国際交流協会
	24	一般財団法人 三次国際交流協会
	25	しょうばら国際交流協会
	26	大竹国際交流協会
	27	廿日市市国際交流協会
	28	特定非営利活動法人 安芸高田市国際交流協会
	29	府中町国際交流協会
	30	海田町国際交流協会
	31	独立行政法人 国際協力機構（JICA）中国国際センター
	32	公益財団法人 日本国際連合協会広島県支部
	33	特定非営利活動法人 ピースウインズ・ジャパン
	34	日本アジア国際交流協会
	35	特定非営利活動法人 NGO ひろしま
	36	特定非営利活動法人 ANT-Hiroshima
	37	特定非営利活動法人 ピースビルダーズ
	38	ひろしま通訳・ガイド協会
	39	ヒロシマ・セミパラチンスク・プロジェクト
	40	公益社団法人 青年海外協力協会 中国支部
	41	公益財団法人 広島 YMCA
	42	福山 YMCA（広島 YMCA 福山ランチ）
	43	地球市民共育塾ひろしま
	44	平和のためのヒロシマ通訳者グループ
	45	広島ユネスコ協会

企業区分	No.	事業所名
	46	広島県ユニセフ協会
	47	特定非営利活動法人 ワールド・フレンドシップ・センター
3 シンクタンク・コンサルタント	48	公益財団法人 中国地方総合研究センター
	49	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 中国センター
	50	一般財団法人 計量計画研究所
	51	日本貿易振興機構 アジア経済研究所
	52	NTC インターナショナル株式会社
	53	アイ・シー・ネット株式会社
	54	株式会社 シー・ディー・シーインターナショナル
	55	株式会社 コーエイリサーチ&コンサルティング
	56	株式会社 パデコ
	57	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
4 独立行政法人・非営利団体	58	一般財団法人 国際開発機構
	59	一般財団法人 国際開発センター
	60	独立行政法人 国際協力機構
	61	独立行政法人 国際交流基金
	62	一般社団法人 国際交流サービス協会
	63	一般財団法人 自治体国際化協会
	64	公益財団法人 太平洋人材交流センター
	65	一般財団法人 日本国際協力センター

入学意向アンケート依頼：全事業所 65 件

採用意向アンケート依頼：52 件

## 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程

平成22年4月1日

規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく入学料及び授業料の減免に関し必要な事項は別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「広島市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学（編入学を含む。以下同じ。）の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者

(入学検定料の免除)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）の入学試験（編入学試験を含む。）を受けようとする広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学検定料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学検定料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

2 入学検定料の減免を受けようとする者は、理事長の指定する日までに所定の入学検定料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入学料の減免)

第4条 本学に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し入学

料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める場合

2 本学に学生として入学する広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

3 入学料の減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の入学料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の入学料減免申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は入学料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。

5 申請者が前項に規定する徴収猶予期間内に死亡したときは、未納の入学料の全額を免除するものとする。

6 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者に係る入学料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

8 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者が、前項の徴収期限の到来前に死亡したとき又は入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなるときは、その者に係る未納の入学料の全額を免除するものとする。

（授業料の減免）

第5条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。

2 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授

業料の全額を免除することができる。

- 3 入学料又は授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全額を免除することができる。
- 4 第1項の規定により、前期又は後期に係る授業料の減免を受けようとする者は、当該期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免申請書を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の授業料減免申請書を受理したときは、免除を許可し、又は免除を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 6 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額又は4分の1に相当する額の免除の許可をした者に係る授業料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

第5条の2 広島市立大学派遣学生及び特別聴講学生に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程92号）第10条ただし書に規定する派遣学生については、前期又は後期若しくは前期及び後期に係る授業料の全額に相当する額を免除することができる。

- 2 前項の免除手続については、別に定める。

（授業料の徴収猶予）

第6条 第5条第5項に定める場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生
- (2) 行方不明の学生
- (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる学生

- 2 前項の規定により、授業料の徴収の猶予を受けようとする者（前項第2号に掲げる者にあつては、学生に代わる者）は、前期又は後期に係る授業料の納付期限

前に、所定の授業料徴収猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

- 3 第5条第5項から第7項までの規定は、前項の授業料徴収猶予申請書を受理した場合について準用する。

(月割りによる納付)

第7条 特別の事情があると認められる学生については、授業料の月割りによる分納を許可することができる。

- 2 前項の場合において、納付すべき1月当たりの額は、授業料の年額の12分の1に相当する額とする。

- 3 前項の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日属する月の翌月以降に納付すべき未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他の入学検定料等の免除)

第8条 前各条に規定するもののほか、次の各号に掲げる入学検定料、入学料又は授業料については、これを免除することができる。

- (1) 本学を退学した日の翌日から起算して2年を経過する日（当該日が前期又は後期の末日に当たる場合は、その翌日）までに、退学前に所属していた学科又は専攻に再入学する者に係る入学検定料及び入学料
- (2) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学の推薦を得て本学大学院への入学を志願する者に係る入学検定料
- (3) 国費外国人留学生に採用が決定された者に係る入学検定料、入学料及び授業料（ただし、国が負担しない場合に限る。）
- (4) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び国連UNHCR協会との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書に基づき国連難民高等弁務官事務所等の推薦を得て入学する者に係る入学検定料、入学料及び授業料
- (5) 大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者（理事長が別に定める者に限る。）に係る入学料及び授業料
- (6) ダブル・ディグリー（本学と他の大学とが共同し、双方の大学がそれぞれ学位を授与することをいう。）に関する協定に基づき本学に入学する他の大学の学生に係る入学検定料、入学料及び授業料（ただし、当該他の大学において、当該他の大学に入学する本学の学生に係る入学検定料、入学料及び授業料が免

除される場合に限る。)

(学位論文審査手数料の減免)

第9条 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者が、再入学しないで退学したときから1年以内に学位論文を提出し、博士の学位の授与を申請するときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第5号の規定は、大学院平和学研究科の設置に係る広島市立大学大学院学則の改正があった日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

# 広島市立大学国際学生寮「さくら」の案内

## 1. 所在地

〒731-3166 安佐南区大塚東三丁目 4 番

## 2. 建物

鉄筋コンクリート造地上 6 階 延べ床面積 2,876 m<sup>2</sup> 建築年 平成 30 年

## 3. 定員

全体 96 人

日本人学生 48 人

学部新入生 28 人 (男子 14 人、女子 14 人)

学部在学学生・大学院生 20 人 (男子 10 人、女子 10 人)

外国人留学生 48 人 (男子 24 人、女子 24 人)

※ 上記人数を基本としますが、入居応募状況などにより変更する場合があります。

## 4. 入居対象学生

国際交流や外国人学生との共同生活に対する関心・意欲の高い学生（研究生及び科目等履修生を除く）、学術交流協定大学からの特別聴講学生

※ 国際学生寮「さくら」は、日本人学生と外国人留学生とが共同生活を行うことで、対人関係の構築や多様性を受入れ共感する力に優れたタフでグローバルな視野を持つ人材を育成する寮です。学生寮「もみじ」と異なり、学部在学学生や大学院生、また、自宅からの通学が可能な学生も対象となります。

## 5. 入居期間

日本人学生 1 年間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 20 日

外国人留学生 2 年間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 20 日

※ 学生役職者になった入居者は、入居期間が 1 年間延長になります。

## 6. 居室・設備

6 人定員のユニット（3～6 階、各 4 ユニット）で日本人学生と外国人留学生とが共同生活をします。ユニットは個室部分と共用部分で構成されています。

設備等	ベッド	机・椅子	戸棚	エアコン	コンロ、流し	トイレ	シャワー	洗面台	冷蔵庫	テレビ	レンジ	炊飯器	掃除機	洗濯機	台所用品	テーブル	物干し竿	インターネット
ユニット個室部分 (約 7.5m <sup>2</sup> )	○	○	○	○													○	○
ユニット共用部分 (約 45m <sup>2</sup> )				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

※ カーテン及び寝具は、寮の設備として整備しておりません。入居者自身でお持ち込みいただくか、業者のレンタルサービスを利用してください。寝具については、参考のために、本学が別途レンタル業者を紹介します。

※ 固定電話の設置はできません。

※ 上表の「インターネット」について、ユニット共用部及び個室において無線LANが使用できますが、パソコン等については入居者自身でご用意いただきます。

※ 入居する階や部屋割りなど、部屋に関する希望について、事前にお受けすることはできません。

## 7. 入居者が負担する経費

区 分	金額	負担者区分
使用料（月額）	22,000円程度	全 員
共益費（年額）	1,000円	
清掃料（入居月1回のみ）	8,000円程度	
駐車場利用料（年額）	7,000円	希望者

※ 使用料（月額）は平成30年3月に広島市議会の議決を経て決定します。

※ 清掃料は、退去後に個室を入寮時の状態に戻すための経費です。経費は入札によって決定するため上記の額から変更になる場合があります。4月分使用料と併せて4月末に徴収します。

※ 上記の他、個室及びユニット内の光熱水料（共用部分は人数割）を負担していただきます。また、寝具をレンタルする場合は、レンタル料が必要となります。

※ 使用料と光熱水費は、1日でも入居すれば1ヶ月分請求となります。

## 8. 入退出時間

5時から24時（やむを得ない事情により時間外の入退出を希望する場合は管理人又は学生役職者への事前連絡が必要）

## 9. 管理

- 大学から委託を受けた受託事業者が管理を行います。（6時～22時まで常駐。夜間は電話対応）
- 入居学生が円滑な寮生活を送ることができるように、大学が選抜した寮生を学生役職者として配置します。寮全体を取りまとめるレジデント・リーダー、フロアを取りまとめるフロア・リーダー、ユニットを取りまとめるユニット・リーダーが、寮生活をサポートします。

## 10. 食事

給食はありません（ユニット内キッチンがあります）。

## 11. ユニット以外の共用の部屋、設備

ロビー（1階）

共用キッチン（1階）

多目的室（1階）

相談室、面会室、インターネット電話室（1階）

自動販売機（1階）

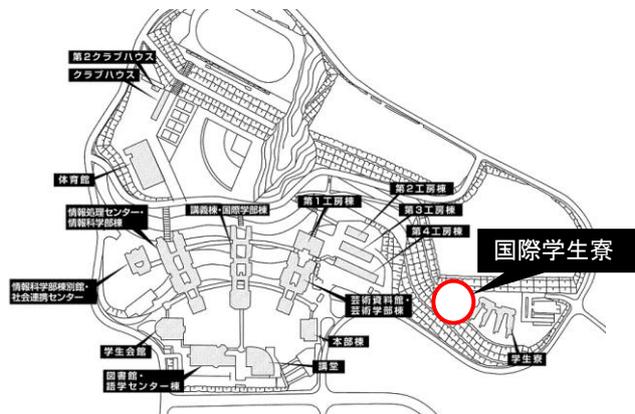
和室（2階）

交流スペース（3～6階）

駐輪場（無料）、駐車場（有料）等

※ 駐車場及び駐輪場は、学生寮「もみじ」と共用です。学内駐車場・駐輪場使用許可との重複許可はできません。

## 【国際学生寮位置図】



## 【国際学生寮ユニット配置図】



## 【国際学生寮イメージ】



## 広島市立大学平和学研究科「姜仁秀奨学金」要綱（案）

## （目的）

第1条 この要綱は、広島市立大学大学院平和学研究科（以下「平和学研究科」という。）に在籍する学生で、平和に関する学術研究を志す者のうち、学力に優れ、かつ経済的理由のために修学が困難な者に対して奨学金を支給することを目的とする。

## （奨学金の名称）

第2条 この要綱により支給する奨学金は、財源とする寄附金の寄附者の氏名にちなみ、「姜仁秀奨学金」と称する。

## （奨学生の資格）

第3条 奨学金の支給を受ける者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 平和学研究科に在籍し、平和学の研究を行う者
- (2) 韓国・朝鮮籍又は中華人民共和国における朝鮮族である者
- (3) 経済的理由のため修学が困難な者
- (4) 他の奨学金の給付を受けていない者。ただし、他の奨学金の貸与を受けている者を除く。

## （奨学金の額）

第4条 奨学金の給与の額は、以下のとおりとする。

1人につき月額100,000円(年間1,200,000円)

## （奨学金の給与期間）

第5条 奨学金の給与を受ける期間は、標準修業年限期間とする。

## （給与方法）

第6条 奨学金は給与年額の3分の1に相当する額を6月、8月及び12月に支給する。

## （申請方法）

第7条 奨学金の給与を受けようとする者は、毎年4月末日までに以下の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 「姜仁秀奨学金」申請書
- (2) 韓国・朝鮮籍又は中華人民共和国における朝鮮族であることを証明する書類
- (3) 主たる家計支持者の所得証明書
- (4) 申請者が必要であると判断した場合、本人の家庭状況等を証明する書類

## （奨学生の決定）

第8条 奨学生の決定は広島市立大学「姜仁秀奨学金」選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

2 奨学生の決定通知を受けた者は、通知を受けた日から1週間以内に所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

## （委員の構成）

第9条 平和学研究科から選出された委員をもって選考委員会を構成し、委員長は委員の互選により定める。

(奨学生の報告義務)

第10条 奨学生は、申請書又は誓約書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞無く学長に届けなくてはならない。

2 奨学生は、奨学金の給付終了時に、平和学を勉学・研究した内容に関する報告書及びそれを証明する書類を提出しなければならない。

(奨学金の中止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給与を中止することがある。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき
- (2) 広島市立大学大学院学則上の懲戒処分を受けたとき
- (3) 休学したとき
- (4) その他奨学生として適切でないと認められる事由が生じたとき

(奨学金の返還)

第12条 奨学金は返還を要しない。ただし、奨学生が前条の規定により奨学金の給与を中止されたときは、その一部又は全部を返還させることがある。

(事務)

第13条 この奨学金に関する事務は、学生支援室において処理する。

(施行の細目)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、選考委員会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する

(要綱の廃止)

2 この要綱は、この要綱により支給する奨学金の財源とする寄附金の残額が、4月1日において当該年度に給付する奨学金の総額に満たなくなる際に廃止するものとする。

## 広島市立大学平和学研究科「松尾康二奨学金」要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、広島市立大学大学院平和学研究科（以下「平和学研究科」という。）に在籍する学生で、平和に関する学術研究を志す者のうち、学力に優れ、かつ経済的理由のために修学が困難な者に対して奨学金を支給することを目的とする。

### （奨学金の名称）

第2条 この要綱により支給する奨学金は、財源とする寄附金の寄附者の氏名にちなみ、「松尾康二奨学金」と称する。

### （奨学生の資格）

第3条 奨学金の支給を受ける者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 平和学研究科に在籍し、平和学の研究を行う者
- (2) 中華人民共和国の遼寧大学を卒業した者
- (3) 経済的理由のため修学が困難な者
- (4) 他の奨学金の給付を受けていない者。ただし、他の奨学金の貸与を受けている者を除く。

### （奨学金の額）

第4条 奨学金の給与の額は、以下のとおりとする。

1人につき月額100,000円（年間1,200,000円）

### （奨学金の給与期間）

第5条 奨学金の給与を受ける期間は、標準修業年限期間とする。

### （給与方法）

第6条 奨学金は給与年額の3分の1に相当する額を6月、8月及び12月に支給する。

### （申請方法）

第7条 奨学金の給与を受けようとする者は、毎年4月末日までに以下の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 「松尾奨学金」申請書
- (2) 中華人民共和国の遼寧大学の卒業証明書
- (3) 主たる家計支持者の所得証明書
- (4) 申請者が必要であると判断した場合、本人の家庭状況等を証明する書類

### （奨学生の決定）

第8条 奨学生の決定は広島市立大学「松尾奨学金」選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

2 奨学生の決定通知を受けた者は、通知を受けた日から1週間以内に所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

### （委員の構成）

第9条 平和学研究科から選出された委員をもって選考委員会を構成し、委員長は委員の互選により定める。

(奨学生の報告義務)

第10条 奨学生は、申請書又は誓約書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞無く学長に届けなくてはならない。

2 奨学生は、奨学金の給付終了時に、平和学を勉学・研究した内容に関する報告書及びそれを証明する書類を提出しなければならない。

(奨学金の中止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給与を中止することがある。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき
- (2) 広島市立大学大学院学則上の懲戒処分を受けたとき
- (3) 休学したとき
- (4) その他奨学生として適切でないと認められる事由が生じたとき

(奨学金の返還)

第12条 奨学金は返還を要しない。ただし、奨学生が前条の規定により奨学金の給与を中止されたときは、その一部又は全部を返還させることがある。

(事務)

第13条 この奨学金に関する事務は、学生支援室において処理する。

(施行の細目)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、選考委員会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2020年4月1日から施行する

(要綱の廃止)

2 この要綱は、この要綱により支給する奨学金の財源とする寄附金の残額が、4月1日において当該年度に給付する奨学金の総額に満たなくなる際に廃止するものとする。

## 広島市立大学長期履修学生規程

平成23年 3 月 30 日

規 程 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成 22 年公立大学法人広島市立大学学則第 2 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第 2 条 長期履修学生として申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会人に特定した入試制度により入学した者
- (2) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(申請手続)

第 3 条 長期履修学生となることを希望する者は、入学年次の 4 月末（秋季入学者においては 10 月末）までに、次の書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（様式第 1 号）
- (2) その他必要と認められる書類

2 在学生在中途から長期履修学生となることを希望する場合は、2 月末（秋季入学者においては 8 月末）までに、前項各号に規定する書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、最終年次（博士前期課程 2 年目、博士後期課程 3 年目）に在学する者は申請できないものとする。

(許可)

第 4 条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第 5 条 長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）は、研究科の課程に応じ次のとおり定める。なお、休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程  
入学時から 3 年又は 4 年
- (2) 博士後期課程

入学時から4年、5年又は6年

(延長及び短縮)

第6条 長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、当該延長又は短縮を希望する年度の前年度の2月1日から2月末(秋季入学者においては同年度の8月1日から8月末)までの間に長期履修期間変更申請書(様式第2号)及びその他必要と認められる書類を添えて学長に申請しなければならない。

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める延長及び短縮は、1回限りとする。

4 長期履修期間の最終年次に在学する者は、許可された長期履修期間の延長又は短縮を申請できないものとする。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、長期履修学生の履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成24年4月以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年6月26日  
理事長決定

**大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者に係る入学料及び授業料の免除に関する細則**

**(目的)**

第1条 この細則は、公立大学法人広島市立大学の授業料等の減免に関する規程（以下「減免規程」という。）第8条第5号に定める大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者に係る入学料及び授業料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

**(免除対象)**

第2条 減免規程第8条第5号に規定する理事長が定める者は、国、地方自治体、国際機関及び報道機関その他平和創造及び平和維持のための活動を行う機関又は団体（外国のものを含む。）に在職している者であって、大学院平和学研究科において学修することにより当該機関等における平和創造及び平和維持のための活動の一層の充実が期待できる者として、当該機関等の推薦を受けた者とする。

**(免除申請)**

第3条 免除を受けようとする者は、入学手続の際、申請書（様式第1号）及び機関等の推薦書（様式第2号）を提出しなければならない。

**(免除者の決定)**

第4条 入学料及び授業料を免除する者は、免除申請があった者について、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 選考は書類審査により行う。ただし、必要があると認められる場合は、書類審査の後、面接審査を行うものとする。

3 免除する者を決定したときは、その結果を申請者及び推薦機関等に通知するものとする。

第5条 選考委員会は、次の者で構成する。

- (1) 理事長・学長
- (2) 理事・副学長
- (3) 理事・事務局長
- (4) 平和学研究科長
- (5) 理事長が必要と認めて指名する職員

2 選考委員会の委員長に理事長・学長をもって充て、副委員長に理事・副学長（教育・研究担当）をもって充てる。

**(入学料の徴収猶予の取扱い)**

第6条 免除申請をした者に係る入学料については、第4条第3項の通知があるまでの間、その徴収を猶予する。

2 減免規程第4条第4項前段、第5項、第7項及び第8項の規定は、前項の取扱いにおいて準用する。

**(授業料免除の取扱い)**

第7条 授業料を免除する期間は、2年以内（長期履修学生にあつては、その者に係る長期履修期間以内。いずれも休学の期間を除く。）とする。

2 次の各号の一に該当すると認められる場合は、免除者の決定を取り消すものとする。この場合において、第4条の規定を準用する。

(1) 所属機関等の職員としての身分を失った場合

(2) 学業成績不振、素行不良その他授業料免除が不相当と認められる場合

(庶務)

第8条 この細則に関する事務は、教務・研究支援室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、この細則に係る入学料及び授業料の免除に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この細則は、大学院平和学研究科の設置に係る広島市立大学大学院学則の改正があった日から施行する。

2 平和学研究科が設置されるまでの間、第5条第1項第4号の「平和学研究科長」は「広島平和研究所長」と読み替える。